

平成24年5月16日

広島県福山市役所

建築指導課、高尾課長補佐

TEL 084-928-1167

FAX 084-928-1735

札幌市役所 建築確認課

林信一、山田裕二、井上久仁彦建築主事

TEL 011-211-2846

FAX 011-211-2823

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



◎今朝話したように「ご存知でしょうけれど、建築基準法など国中でまともに守られていませんよ」当家実例、最高裁、国土交通省法規課実例等でも公式証明済みです

1、建築基準法（金融公庫法等も）は”建築主事が独裁絶対権力者です”法が守られているか届かないかは実際どうでも良いのです。

「八王子市の簡易裁判所建て替えて、最高裁、国土交通省法規課は、裁判所は公共性無しと独善で決めて、障害者用エレベーター設置せずで確認申請を出して、建築基準法市条例に反すると、建築主事が許可しませんでした、結局障害者用エレベーターを設置に変えて合格しました”これは良い実例？です”」

「一方、当家平成元年東日本ハウス建築金融公庫融資住宅は、別紙の通り違法建築を合法認定されて通って、妻が筋ジストロフィーで症状が悪化し続ける事もあり、改築用確認申請を出したら、新築時の合格図面他を偽造させて、合格させましたが、当然公文書偽造、行使ですから、新築時点と改築用確認済、検査済証共に使用不可能とされています、エレベーターも犯罪になるから設置出来ません、この事件は訴訟でも建築基準法、金融公庫法を守る必要も無い、法の遵守がなされる必要無しとした判決で、建築主事が多分勝ちました、後日訴訟資料も郵送します」

2、この国では、国、地方自治体、警察、司法、政治、教育界床も合憲、合法的な

ど通そうともしていません。

「何れホテル火災で建築基準法違反の見逃し責任を問われる刑事、民事上の事件も出るでしょうが” 国交省、司法、札幌市がこれら実例を持った資料も武器とさせて、建築基準法など守らずとも良い、建築主事、福山市に一切責任無しとして通すでしょう” 一事が万事ですよ、国家権力の法律行為、判断は” 騒音、振動規正法の蹂躞罰則犯罪資料も送ります、環境政策課に確認下さい」

中高層建築物の建設に伴う 諸問題に関する誓約書

昭和63年12月27日

札幌市長

板垣 武四 殿

建築主

住所 札幌市東区東苗穂6条1丁目9-29

氏名

山本 弘明



設計者

住所

札幌市西区二十四軒3条4丁目1番8号
東日本ハウス㈱ 竹内宏光

氏名



工事監理者

住所

札幌市西区二十四軒3条4丁目1番8号
東日本ハウス㈱ 竹内宏光

氏名

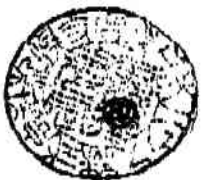


工事施工者

住所

札幌市西区二十四軒3条4丁目1番8号
東日本ハウス㈱ 藤沢誠一

氏名



札幌市 東 区 伏古2条4丁目8-5番地に建設を計画している建築物につきま
ては、近隣住民との間に工事公害、電波障害その他諸問題が生じないように努めると
ともに、問題が生じた場合には、誠意をもって解決することを誓約いたします。

照 合 済

札幌市建築審査二課



証 明 願

下記の建築物の検査済証が、発行されていることを証明願います。

建築主住所 札幌市東区東苗穂4条1丁目7-29

建築主氏名 山本 弘明

建築地 札幌市東区伏古2条4丁目8-5

確認済証
交付年月日 平成1年1月11日

確認済証番号 第 87552 号

検査済証番号 第 13842 号

工事完了
検査年月日 平成1年3月9日

用 途 専用住宅

平成23年4月6日

(あて先) 札幌市長

住所 札幌市東区伏古2条2丁目8番14号

申請者

氏名 山本 弘明 印

札幌管証明 第 223 号

上記のとおり正確ないことを証明します。

平成23年4月6日

札幌市長 上田 文





第八号様式（第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）

確認申請書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

確認済、検査済証上

建築主事 様

平成23年 4月 1日

申請者氏名

札幌市東区伏古2条4丁目5番14号
有限会社エッチェイハウスリノイフ
代表 山本 弘 氏



※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）

建築基準法第6条第1項の規定による
確 認 済 証

第 A0003 号
平成 23.4. - 5 月

有限会社エッチエイハウスリメイク
取締役 山本 弘明 様

札幌市建築主事 約部 秀一



下記による確認申請書に記載の計画は、~~建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の2第1項の規定により読み替えて適用される同法第4条第1項）~~の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 平成 23 年 4 月 1 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
札幌市東区伏古 2 条 4 丁目 8-5
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
階段昇降機 乗用 1 基

- ~~4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号~~
- ~~5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日~~
- ~~6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者~~

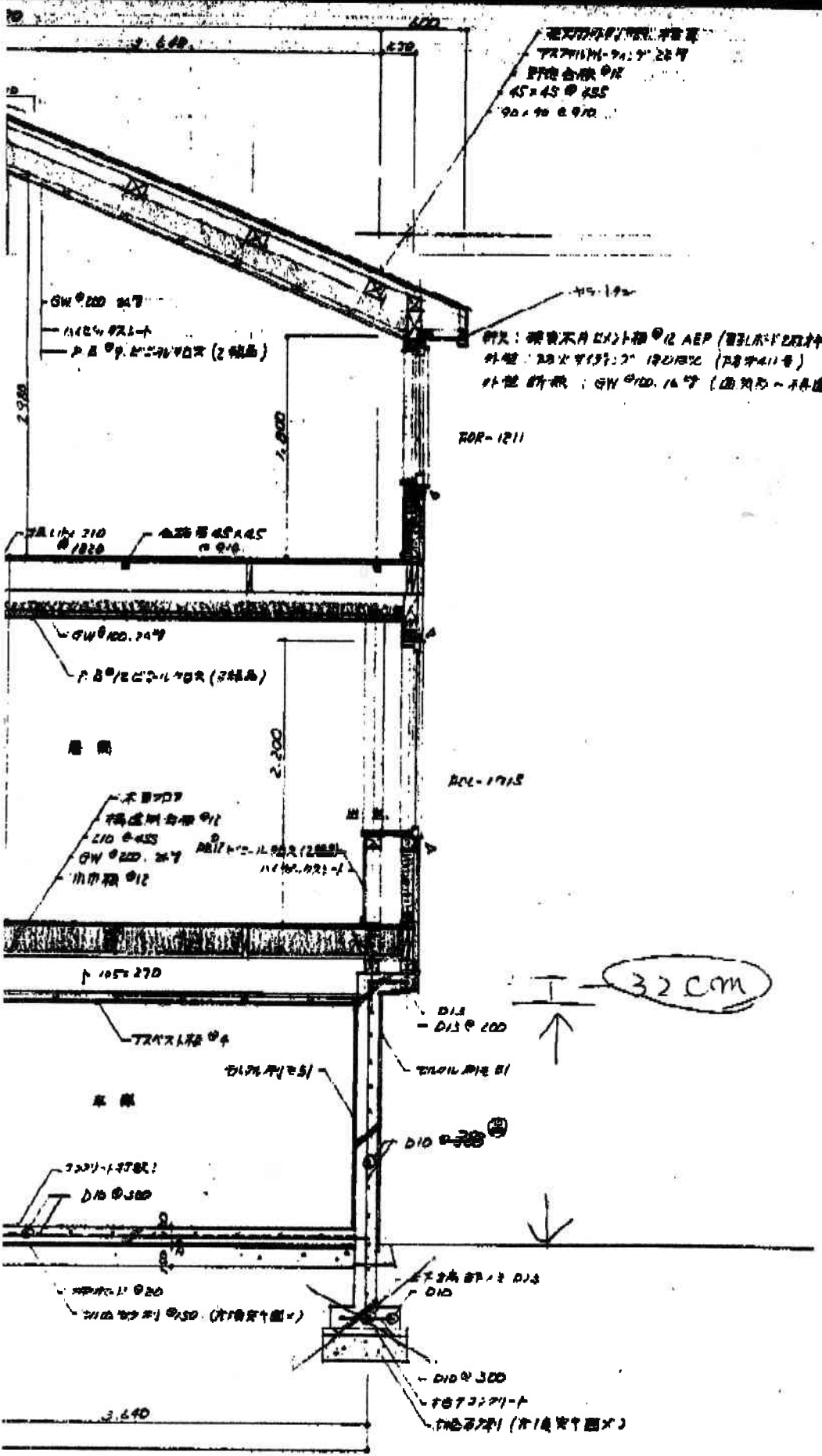
（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

水災用工機(防進用合機) 200

地域収容適台工事

10年保証

天井材(防進用合機) 200
7271116-94.7 227
PFC合機 12
45x45x45
90x90x90



材質: 鋼管(外径) 12 AEP (管径) 200mm
外径: 200mm (内径) 192mm (管厚) 4mm
材質: GW 200 167 (内径) 160mm (管厚) 4mm

TOR-1211

RCL-1715

32 cm

照合済
札幌市建築審査二課

